

米子市審議会等会議公開指針

1 趣旨

この指針は、審議会等の会議の公開について、法令その他に特別の定めがある場合を除き、各審議会等が準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する委員会、委員及び附属機関並びにこれらに準ずる機関をいう。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第7条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 公開又は非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長又はその委任を受けた者（以下「委員長等」という。）が当該審議会等の委員に諮って行うものとする。この場合において、委員長等は、あらかじめ、前項ただし書の非公開情報に該当すると認められる事項の有無について、情報公開主管課の意見を聴いておくものとする。

5 公開方法

会議の公開は、会議の傍聴及び会議資料の配布又は閲覧によるものとする。

6 会議の傍聴

会議の傍聴は、次によるものとする。

- (1) 傍聴者の範囲は、特に定めないこと。
- (2) 傍聴者の定員は、会議場の広さその他の事情によって定めること。なお、定員を超えたときは、抽選によること。
- (3) 傍聴者に対しては、次に掲げる事項を守るよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めること。
 - ア 写真、ビデオ等の撮影、録音等をしないこと。ただし、委員長等の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - イ 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
 - ウ 会議の進行を妨げ、又は会議場の秩序を乱す行為をしないこと。

エ 委員長等の指示に従うこと。

7 会議開催情報の事前広報

会議の内容、傍聴手続その他の要領については、次により事前に幅広く市民等に広報するものとする。

(1) 会議開催情報の範囲

事前に広報すべき審議会等の会議開催情報の範囲は、次に掲げるものとする。

- ア 会議名
- イ 議案名、議案概要及び公開・非公開の別
- ウ 開催日時
- エ 開催場所
- オ 傍聴の可否及び傍聴者の定員
- カ 傍聴手続
- キ 非公開の理由（非公開とする場合）
- ク 問い合わせ先

(2) 会議開催情報の事前広報の方法

事前広報の方法は、主管課が個別に取り組むものに加え、次によるものとする。

- ア 市報及び市ホームページへの掲載
- イ 会議開催連絡票（別記様式）の配布等

8 会議資料の配布又は閲覧

傍聴者に対しては、会議資料を配布し、又は閲覧に供するよう努めるものとする。この場合において、配布し、又は閲覧に供する会議資料の範囲は、委員長等が定めるものとする。

9 会議開催結果の公表

会議開催結果については、次により公表するものとする。

(1) 公表方法

公表の方法は、市ホームページへの掲載によるものとする。

(2) 公表内容

公表の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 審議会等の名称
- イ 会議の開催日時
- ウ 会議の開催場所
- エ 会議の出席者
- オ 議案
- カ 会議の公開又は非公開の別
- キ 傍聴者数
- ク 会議資料
- ケ 次回開催予定

コ 議事の概要

(3) 非公開とした会議の開催結果の公表

第3項ただし書きにより会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議案及び議事の概要の記載方法に十分配慮するものとし、会議資料についても同様に配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するものとする。

(4) 会議開催結果の公表の時期

会議開催結果の公表は、原則、会議開催後5日以内に行うものとする。

10 委任

この指針に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定めるものとする。

附 則

この指針は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年12月1日から施行する。

(別記様式)

審議会等の会議開催連絡票

<各位>

次のとおり会議を開催しますので、お知らせします。

米子市

会 議 名	
議案名、議案概要及び公開・非公開の別	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
傍聴の可否等	<input type="checkbox"/> 傍聴できます（定員 人） <input type="checkbox"/> 全部非公開のため傍聴できません
傍 聴 手 続	
非公開の理由	
問 合 せ 先	

(平成 年 月 日)